令和8年度東京都中小企業制度融資
「経営改善」のご案内

「東京都中小企業制度融資」では、低利率・保証料補助等により、
経営改善・企業再生に向けた取組を金融面から支援しています。

「フェニックス金融支援パッケージ」

- 業況が悪化した事業者の経営改善を**東京信用保証協会と金融機関がサポート(経営サポート会議)**
- **事業者が負担する信用保証料のうち、都が３分の２相当分を補助**
  コロナ関連融資(※1)の融資残高がある場合は、都が信用保証料の４分の３相当分を補助
- **制度融資を利用する全ての方が対象**

令和8年10月1日時点

メニュー名	融資限度額	融資期間	融資利率（※2）	信用保証料補助
フェニックス金融支援パッケージ	2億8,000万円（組合4億8,000万円）	15年以内（据置期間3年以内）	2.40%以内～3.30%以内	全事業者 国補助後の事業者負担の3分の2相当分
フェニックス重点支援特例				全事業者 国補助後の事業者負担の4分の3相当分

※1　コロナ関連融資の定義については、令和８年度東京都中小企業制度融資要項をご確認下さい。
（https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/youkou/）

※2　融資利率は市中金利の動向等により年度途中において改定する場合があります。

【活用例】

【事例１】
- 収益力不足や物価高での減収等で欠損計上が続き、債務超過幅が拡大
- 売上はコロナ禍前の水準に戻りつつあるが、抜本的な改善を図りたい

⇒メイン行主導で策定した計画に基づき、全金融機関の借入を同額借換し、返済額を軽減すると同時に、メイン行から新たに資金を調達

【事例２】
- コロナ禍で取引先の店舗が休業し、その影響で財務内容が悪化
- 近年は徐々に受注が回復傾向だが、借入過多の状況が続いており、既存借入の返済が重荷となっている

⇒メイン行主導で計画を策定し、借入の一本化を検討。同時借換により返済負担軽減を実施

■　東京信用保証協会、金融機関の審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

経営サポート会議とは

中小企業のお客さまと取引金融機関が一堂に会し、経営改善計画などの情報共有や意見交換を行う会議です。

＜ご利用いただける条件＞
- 経営改善に強い意欲があり、具体的な取り組みを行っていること
- 経営サポート会議の開催を支持している取引金融機関があること
- 東京信用保証協会の保証付き融資の借入残高があること

＜ご利用の流れ＞

事前相談 → 経営サポート会議 申込み → 経営サポート会議 開催 → 取引金融機関による 支援方針の決定・実行

■　詳細は東京信用保証協会の各支店にお問い合わせ下さい。

東京都

令和８年度東京都中小企業制度融資
「新たな事業展開資金」のご案内

事業計画策定及び実行に向けた取組を金融面から支援

「経営力強化保証対応型（都経営力強化）」

●金融機関をはじめとする支援機関が継続的に経営支援を行いながら資金繰りを支援
●事業者が負担する**信用保証料のうち、小規模企業者に対し、都が２分の１を補助**
コロナ関連融資(※1)の融資残高がある場合は、**都が信用保証料の３分の２を補助**

令和8年10月1日時点

メニュー名	融資限度額	融資期間（※2）	融資利率（※3）	信用保証料補助
都経営力強化	2億8,000万円（組合4億8,000万円）	運転資金　5年以内（据置期間１年以内） 設備資金　7年以内（据置期間１年以内）	2.60%以内～2.90%以内	小規模企業者 2分の１
都経営力強化 重点支援特例				全事業者 3分の２

※1　コロナ関連融資の定義については、令和８年度東京都中小企業制度融資要項をご確認下さい。
（https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/youkou/）
※2　既往の保証協会の保証付き融資を借り換える場合は10年以内となります。
※3　融資利率は市中金利の動向等により年度途中において改定する場合があります。

工場生産等の更新や工場・事務所・店舗の新増設、移転等の取組を金融面から支援

「設備融資（設備投資・企業立地促進）」

●事業の実施に必要な**設備の導入、増強、改良、補修**等、又は**建物改修、建替**等を**支援**
●**事業者が負担する信用保証料のうち、都が３分の２を補助**
●**融資限度額が制度融資で最長の20年**

令和8年10月1日時点

メニュー名	融資限度額	融資期間	融資利率（※4）	信用保証料補助
設備立地	2億8,000万円（組合4億8,000万円）	20年以内（据置期間２年以内）	2.40%以内～3.30%以内	全事業者 3分の２
設備立地特例	2億8,000万円（組合4億8,000万円）			

「設備立地特例」とは
以下のいずれかの要件に該当する事業者が対象
ア　東京都から地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の認定及び確認を受けたこと
イ　都内区市町村から中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けたこと

■　東京信用保証協会、金融機関の審査の結果、ご希望に添えない場合があります。
※4　融資利率は市中金利の動向等により年度途中において改定する場合があります。

※ 融資のお申し込みは、各金融機関の融資窓口で直接行ってください。

お問い合わせ先
東京都産業労働局金融部金融課
電話 03－5320－4877
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2－8－1　都庁第一本庁舎19階北側
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/

東京都 制度融資　検索

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
印刷物規格表　第４類
印刷番号　（７）７０